

学校教育における マイナンバーカード活用 ガイドブック

Guidebook on the Use of My Number Card
in School Education



令和6年3月

[令和5年度改訂版]

はじめに	02
第1章 マイナンバーカードの概要	
マイナンバーカードの概要と交付状況	04
マイナンバーカードの機能	05
第2章 マイナンバーカードの主な利用シーンと効果	
マイナンバーカードの主な利用シーン	07
1. 身分証明書としての活用	07
2. 様々なカードを一元化する	07
3. コンビニエンスストアでの証明書交付に利用する	08
4. オンラインで行政手続をする	08
5. オンラインでの本人確認に利用する	09
6. 自身の情報を閲覧する	09
7. 健康保険証として利用する	10
第3章 学校教育における マイナンバーカード活用の可能性	
学校教育におけるマイナンバーカードの活用領域	12
学校教育におけるマイナンバーカードの活用シーンの検討	12
学校教育におけるマイナンバーカードの活用方策案	13
1. ポータルサイトへのログイン	14
2. 入学手続・学籍変更等の事務手続のオンライン化	16
3. 学校からの連絡・通知の送付	18
4. 証明書の電子交付	20
5. 教育データ(学習履歴・成績等)の学習者への連携	22
6. 学校健康診断情報の連携	24
学校教育におけるマイナンバーカードの活用事例	26
第4章 学校教育における マイナンバーカード活用の実装ステップ	
マイナンバーカード活用の仕組みを実装するに当たって	29
公的個人認証サービスを活用するには	32
コラム 教育関係者からよくある質問をまとめました	34
リンク集	35

はじめに

「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末環境の整備を契機に、ICTを活用した学びが急速に進んでいます。端末を使った授業風景は日常のものとなり、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業や分散登校の際は、同時双方向型のオンラインを活用した学習も実施されています。それに伴い、教育データの利活用も一層進んでいくことが見込まれます。教育データ利活用ロードマップ(デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省、令和4(2022)年1月7日)では、教育のデジタル化のミッションとして、「誰もが、いつでもどこからでも、だれとでも、自分らしく学べる社会」の実現を掲げています。このミッション実現のために、様々な教育データを、組織や時間軸を超えて利活用することが可能となるよう取り組むとしています。

学校教育におけるICT活用が急速に進み、教育の形が大きく変わる中、デジタル化の利益を最大化するための多様な取組が求められています。マイナンバーカードの活用もその一つです。

マイナンバーカードを活用することで、オンライン上での厳格な本人確認が可能となるほか、マイナポータルを通して行政機関や民間企業が個人へ連絡や通知を行ったり、個人が生涯を通して継続的に受け取った情報を閲覧したりすることもできます。近年、行政機関や民間企業への様々な手続きがデジタル化され、マイナンバーカードを使って行われるようになっていきます。学校教育においても、教育データの持ち運びや連携、手続きのデジタル化等、様々な活用場面があることが期待されます。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年12月24日閣議決定)では、「学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を2022(令和4)年度までに検討し、2023(令和5)年度以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。」とされています。

本ガイドブックは、マイナンバーカード活用事例の調査や学校教育におけるニーズ調査等を踏まえ、学校教育におけるマイナンバーカードの活用を希望する家庭・学校に対して、その可能性や実装までのステップを紹介したものです。

家庭・学校が、学校教育の現場でマイナンバーカードの活用を希望し、検討する際には、本ガイドブックを参照し、必要に応じて活用されることを期待します。

第1章

マイナンバーカードの 概要

第1章では、マイナンバーカードの現状や機能についてご紹介します。



マイナンバーカードの概要と交付状況

平成28年1月のマイナンバー制度開始とともに、マイナンバーカードの交付が始まりました。政府の施策や民間での利用シーン拡大に伴い、マイナンバーカードの普及が進んでいます。この章では、マイナンバーカードの概要と現状についてご紹介します。

▶ マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバーカードをわかりやすく理解するために、マイナンバー（個人番号）と比較してご紹介します。マイナンバーが法律に規定のある「税・社会保障・災害」のみに利用される12桁の番号であるのに対し、マイナンバーカードは、顔写真付き身分証明書として、オンライン上の本人確認に利用できる、ICチップ付きカードです。マイナンバーとマイナンバーカードは混同されやすいですが、別の仕組みであることにご留意ください。

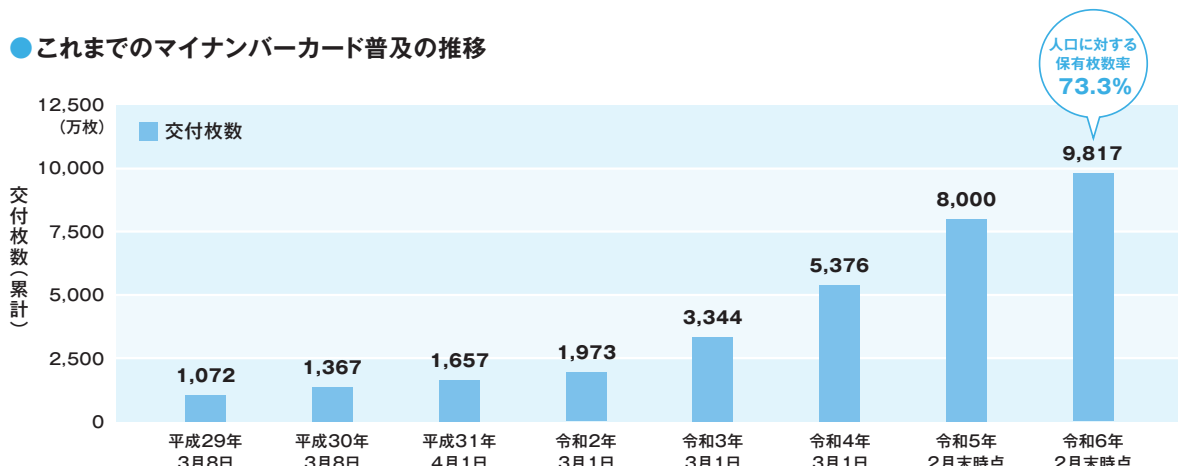
● マイナンバーとマイナンバーカードの比較

マイナンバー		マイナンバーカード
12桁の 番号そのもの ※引越、転勤、結婚後も変わらない	一言で言うと	マイナンバーが記載された ICチップ付きカード ※顔写真、氏名、生年月日、性別も記載
日本に住民票がある人 全員 ※日本に住民票がある外国人も含む	誰が保有	日本に住民票がある人のうち、 カード発行の 申請をした人
行政手続の 早く正確な事務処理に	使用目的	①正しいマイナンバーの 証明 に ②本人であることの 証明 に
利用主体や利用範囲を法律で 限定 (税・社会保障・災害分野)	使用範囲	官民・分野を問わない マイナンバー利用事務以外でも対面・オンラインでも 本人確認手段として幅広く利用可能 (例:金融サービス活用時の本人確認、オンラインでの行政手続の申請)
なりすまし防止のため、 本人確認を義務付け (①番号確認 ②身元確認)	セキュリティ	ICチップにはプライバシー性の高い情報は記録されず、 不正に情報を読み取ろうとすると ICチップが壊れる しくみ

▶ マイナンバーカードの交付・保有状況

マイナンバーカードの交付枚数は、制度開始以降年々増加しており、令和6(2024)年2月末には9817万枚に達しました。また、保有枚数は9188万枚で、人口に対する保有枚数率は73.3%となっています。

● これまでのマイナンバーカード普及の推移



※保有枚数: 現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

総務省HP「マイナンバーカード交付状況について」をもとに作成

マイナンバーカードの機能

▶ マイナンバーカードの3つの利用箇所

マイナンバーカードの活用方法は多岐にわたりますが、主な利用箇所は

- ① カード券面
- ② ICチップの空き領域
- ③ 電子証明書

の3つがあげられます。

① カード券面の利用(個人番号)

顔写真や氏名、住所、生年月日、性別が記載されている表面は、金融機関等本人確認が必要な場面で、本人確認書類として使用することができます。また、裏面にはマイナンバーが記載されており、マイナンバーの提示を求められた際の番号の証明書類として使うことが可能です。

② ICチップの空き領域の利用

マイナンバーカードに搭載されたICチップには、空き領域があります。この空き領域は、総務大臣の認定をもとに市区町村・都道府県、また国の機関等が、独自サービスを追加するために利用できます。

③ 電子証明書の利用

「電子証明書」とは、信頼できる第三者が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。マイナンバーカードのICチップ内には電子証明書が記録されており、次の2種類があります。

■ 署名用電子証明書

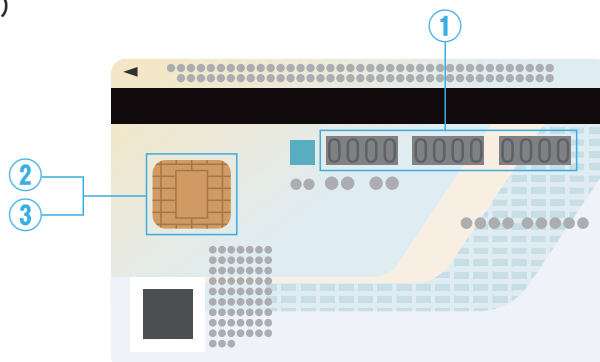
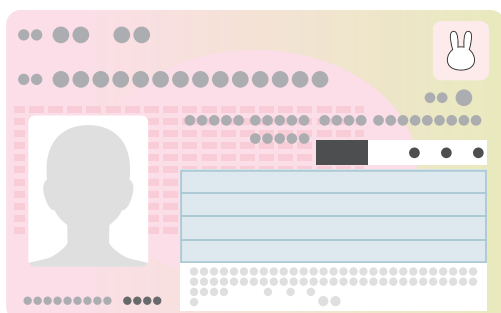
氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載されています。署名用電子証明書をを用いることで、インターネットで電子文書を送信する際等に、文書が改ざんされていないことを証明することができます。

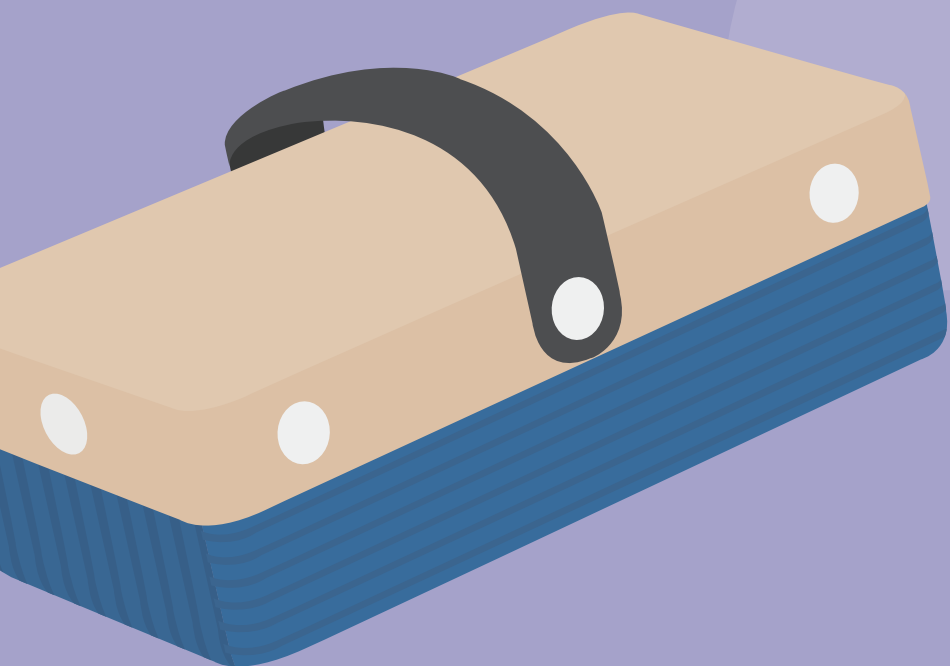
※署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の人は原則として発行することができません。

■ 利用者証明用電子証明書

ウェブサイトアクセスの際等に、利用者が本人であることを証明できる仕組みです。利用者証明用電子証明書をを用いることで、マイナポータルへのログインや、コンビニエンスストアでの証明書交付(コンビニ交付)等が可能となります。

● マイナンバーカードのイメージ 表面(左) 裏面(右)





第2章

マイナンバーカードの 主な利用シーンと効果

マイナンバーカードが利用可能なシーンは、
徐々に増えてきています。

第2章では、皆様の身近にある主な利用シーンと
そのメリットをご紹介します。

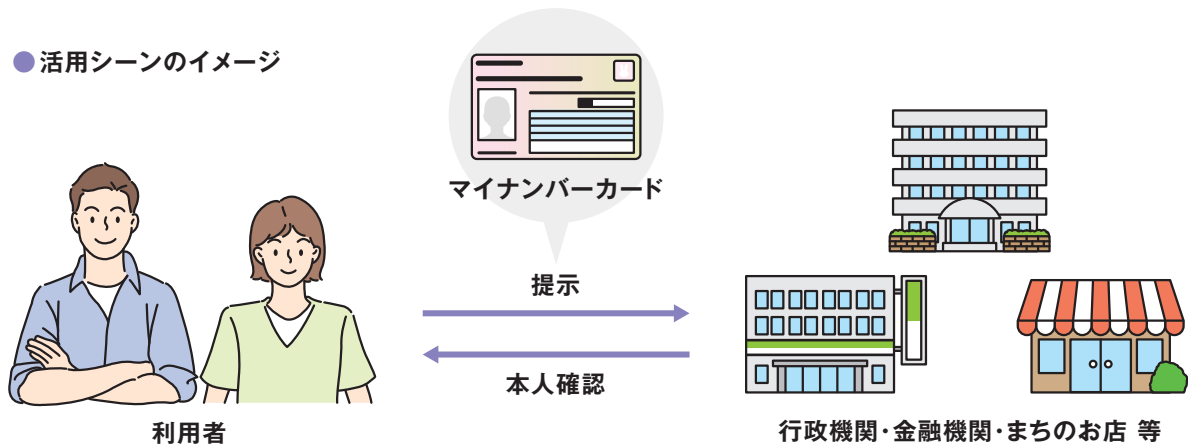
マイナンバーカードの 主な利用シーン

徐々に増えているマイナンバーカードの一般的な活用シーンについて、この章では代表的なものを7つご紹介します。

1. 身分証明書としての活用

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として、金融機関の口座開設やパスポートの新規発行等、様々な場面で用いることができます。マイナンバーカードがあればなりすましを防止しつつ、簡単に手続が可能です。また、裏面にはマイナンバーが記載されており、自分のマイナンバーを証明する手段としても利用可能です。

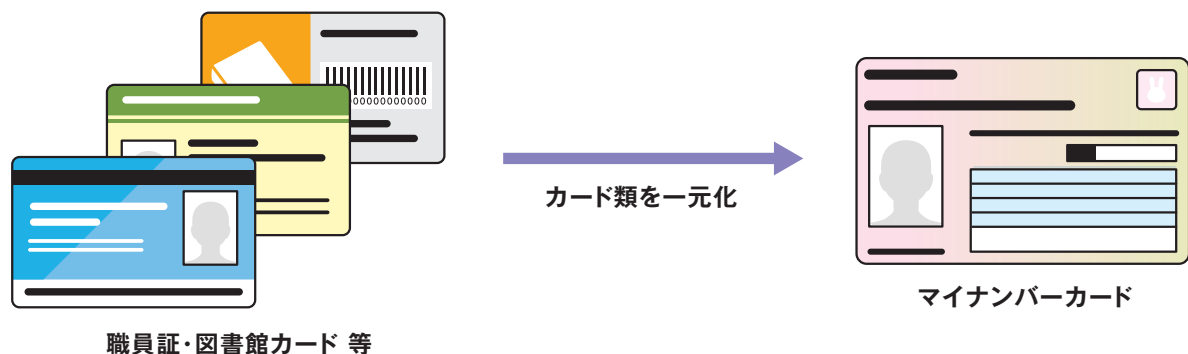
● 活用シーンのイメージ



2. 様々なカードを一元化する

マイナンバーカードの空き領域に付加サービスを搭載することで、複数枚のカードをマイナンバーカードに一元化し、持ち歩くカードの枚数を減らすことが可能になります。ICチップの空き領域を利用して、会社・学校の入館証等をマイナンバーカードに一元化する取組が一部で行われています。

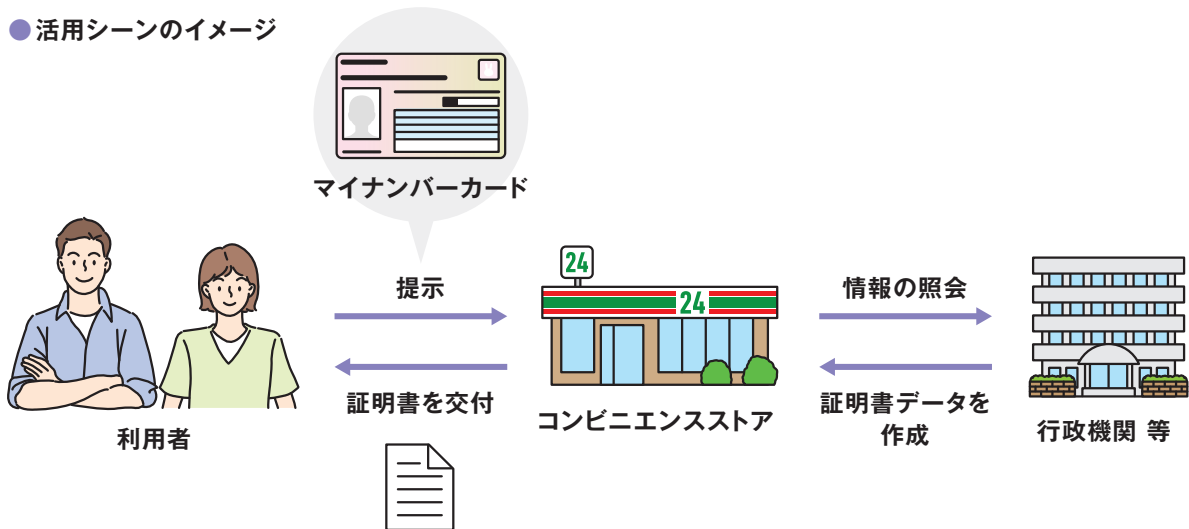
● 活用シーンのイメージ



3. コンビニエンスストアでの 証明書交付に利用する

マイナンバーカードの電子証明書を利用することで、住民票や印鑑登録証明書等の公的な証明書類をコンビニエンスストアで取得できます。自治体の窓口に行って手続きをすることなく、必要な時にすぐに公的な証明書類を入手することが可能です。

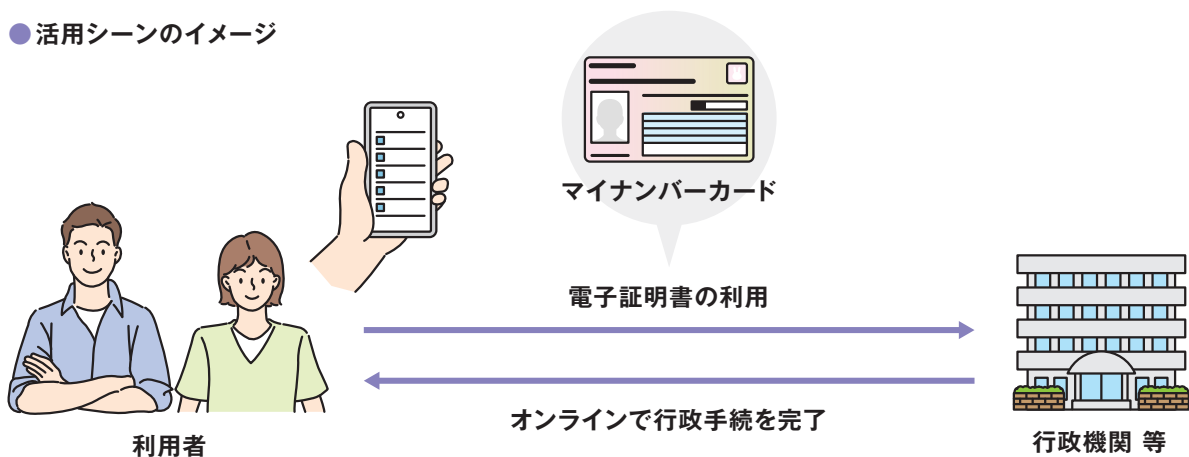
● 活用シーンのイメージ



4. オンラインで行政手続をする

自治体への申請や納税等、様々な手続をオンラインで行うことができます。一部自治体では、子育てや介護の手続、住民票の写しの郵送申請や納税証明書申請における本人確認手段として、マイナンバーカードの電子証明書が利用されています。また、確定申告に必要な金融機関・ふるさと納税特定事業者等から交付される証明書類を電子的に入手し、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を通じて手続をする際にも、マイナンバーカードの電子証明書を利用することでオンラインでの完結が可能です。

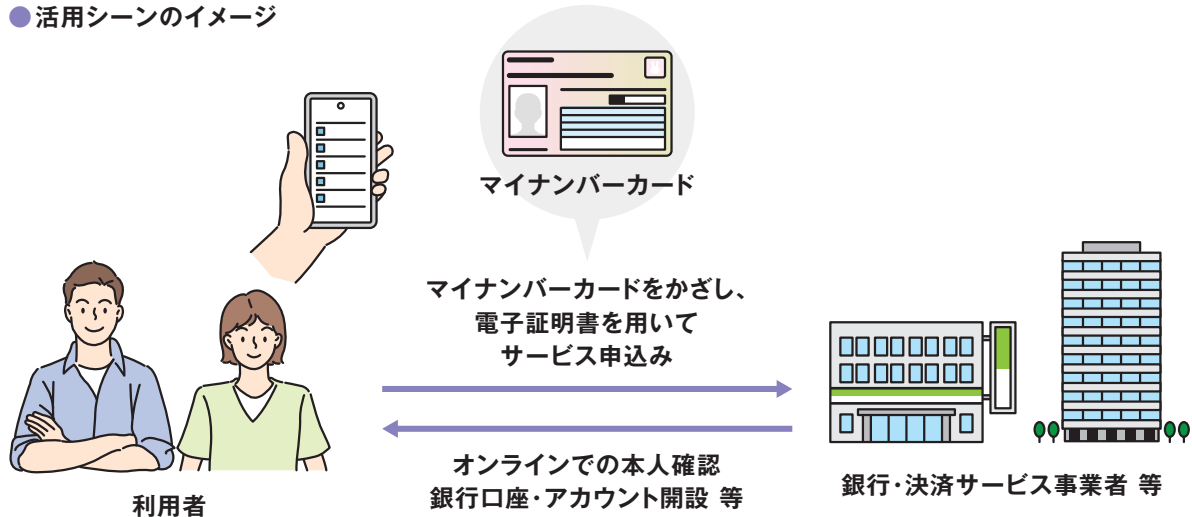
● 活用シーンのイメージ



5. オンラインでの本人確認に利用する

民間事業者の提供するオンラインの手続でもマイナンバーカードの電子証明書が使われています。オンラインでの銀行や証券口座の開設手続や、スマホ決済サービスでの本人確認等を、厳格かつ迅速に行うことができます。

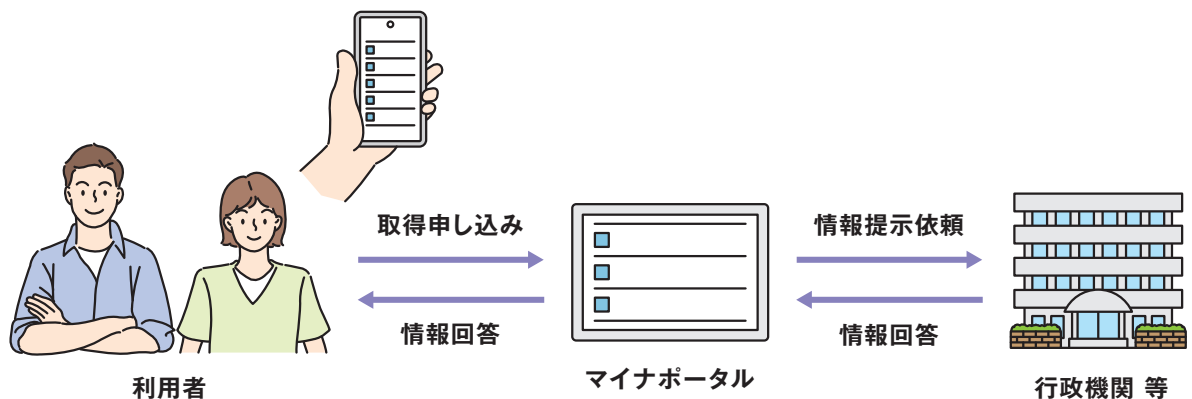
● 活用シーンのイメージ



6. 自身に関する情報を閲覧できる

地方公共団体や国の行政機関が保有する年金情報や検診情報などの自身の情報を、場所や時間を問わずマイナポータル上で確認することができます。

● 活用シーンのイメージ

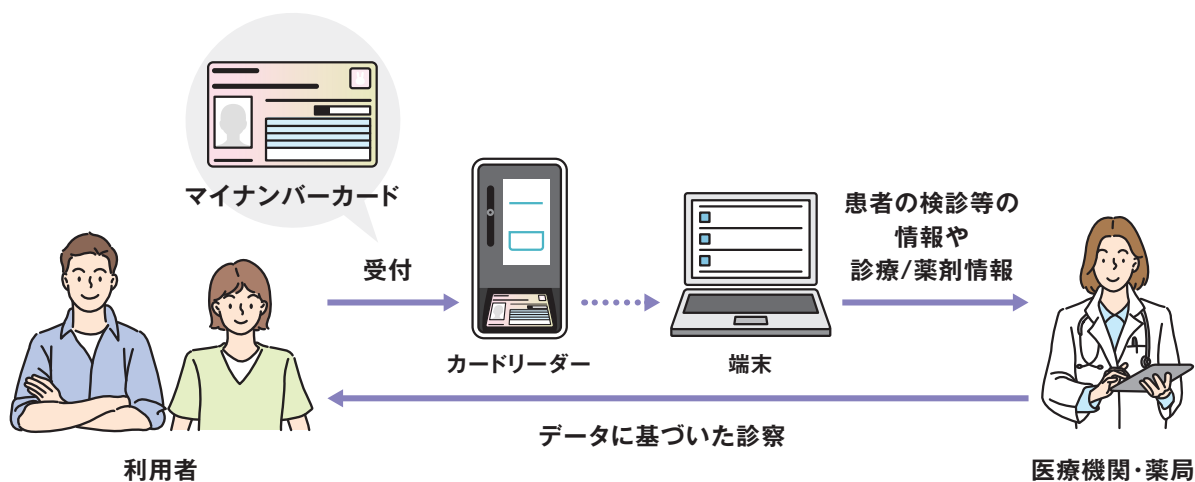


7. 健康保険証として利用する

マイナポータルで自身の過去に処方された薬や特定健診等の情報を閲覧できるようになる他、マイナンバーカードを活用した顔認証システムにより、通院時の受付が自動化されます。

また、本人の同意を得たうえで医療機関・薬局が患者の特定健診情報、薬剤情報を閲覧できるようになり、患者はデータに基づいた診療・薬の処方が受けられるようになります。他にも、高額療養費制度の利用における効率化や、マイナンバーカードを保険証としてずっと使い続けられることから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者の定期的な保険証の更新が不要となることがメリットとして期待されています。

● 活用シーンのイメージ



第3章

学校教育における マイナンバーカード活用の 可能性

第3章では、学校教育における
マイナンバーカードの活用の可能性として
6つの活用方策をご紹介します。



学校教育における マイナンバーカードの活用領域

第1章・第2章では、学校教育におけるマイナンバーカードの活用の前提となる、マイナンバーカードの機能や利用シーンをご紹介してきました。学校教育においては、マイナンバーカードの活用シーンのうち、特に電子証明書を活用したオンライン上での厳格な本人確認について、活用が可能だと想定されます。

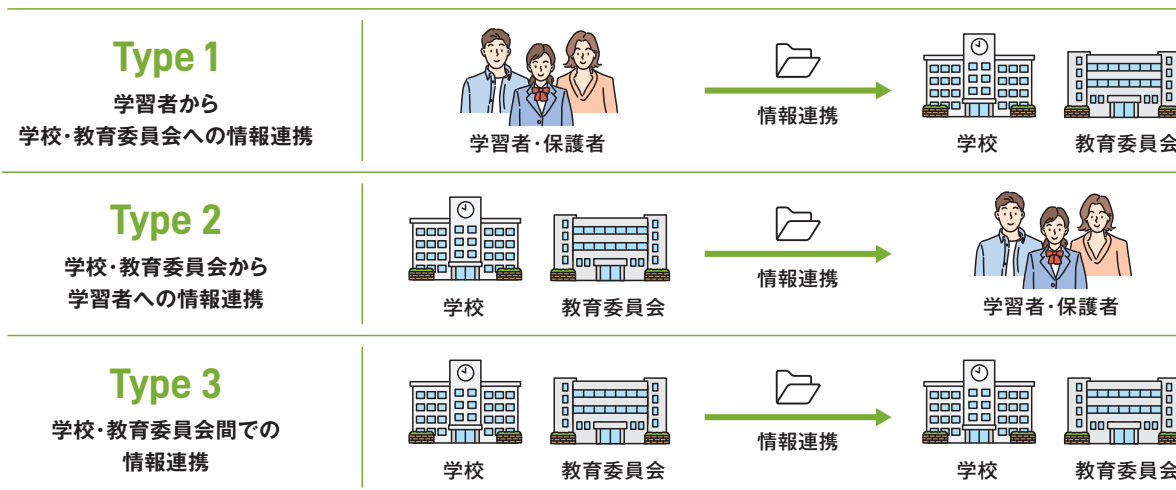
● 学校教育におけるマイナンバーカード活用領域

マイナンバーカードの機能	マイナンバーカードの活用シーン	学校教育における活用
カード券面の利用	身分証明書としての活用 第2章 1. 身分証明書としての活用	学校教育分野において、日常的にマイナンバーカード等の身分証明書を活用することは想定されません
ICチップの 空き領域の利用	カード一元化 第2章 2. 様々なカードを一元化する	空き領域の利用については、主に入館証としての活用が考えられますが、初等中等教育段階では利用の場面が少なく、高等教育段階では既存の学生証の券面提示の活用方法を代替できないため、活用の優先度は低いと想定されます
電子証明書の利用	オンライン上での厳格な本人確認 第2章 3. コンビニエンスストアでの証明書交付に利用する 4. オンラインで行政手続をする 5. オンラインでの本人確認に利用する	学校教育における手続や、情報連携をオンライン上で行う場合の、本人確認手段として活用が可能です

学校教育における マイナンバーカードの活用シーンの検討

学校教育においてマイナンバーカード活用の可能性が高いと想定される、オンライン上での厳格な本人確認や本人確認を基にした情報連携について、情報の流れによって、下図のType1~Type3の3つのタイプに分類してマイナンバーカードの活用の可能性を検討しました。

● 学校教育における情報連携に関連する業務の分類



学校教育における マイナンバーカードの活用方策案

電子証明書を活用したオンライン上での厳格な本人確認に関する6つの活用方策をご紹介します。

● 学校教育における活用例と期待される効果の一覧

学校教育における活用方策 検討		期待される主な効果
Type 1 学習者から 学校・教育委員会への 情報連携	1. ポータルサイトへのログイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 厳格な本人確認が可能となる ● パスワードが学校管理の場合、パスワード忘れの対応等が軽減される
	2. 入学手続・学籍変更等の事務手続のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の書類の受取や管理の業務が軽減される ● 学習者・保護者の書類記入や郵送の手間が軽減される
Type 2 学校・教育委員会から 学習者への情報連携	3. 学校からの連絡・通知の送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要情報の連絡を安全かつ確実に実施することが可能となる
	4. 証明書の電子交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の発行申請の受付・発行等の業務が軽減される ● 学習者・保護者の証明書の受取の手間が軽減される
	5. 教育データ(学習履歴・成績等)の学習者への連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習者・保護者がオンライン上で簡単かつ継続的に教育データを管理・確認することが可能となる
	6. 学校健康診断情報の連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の通知文書の印刷・配布業務が軽減される ● 学習者・保護者がオンライン上で簡単かつ継続的に学校健康診断情報を管理・確認することが可能となる
Type 3 学校・教育委員会間での 情報連携	例) 転校時の学習者情報の連携	現状、学校・教育委員会で完結している業務であり、学習者・保護者のマイナンバーカード活用は業務軽減等の有効性が小さい

※Type3の学校・教育委員会間での情報連携(転校時の学習者情報の連携等)については、現状学校・教育委員会間で完結している業務です。一般にマイナンバーカードの活用では個人を認証することになりますが、Type3の業務においては、個人を認証する場面は存在しておらず、新たに個人を認証する業務を追加する合理性はないと考えられます。

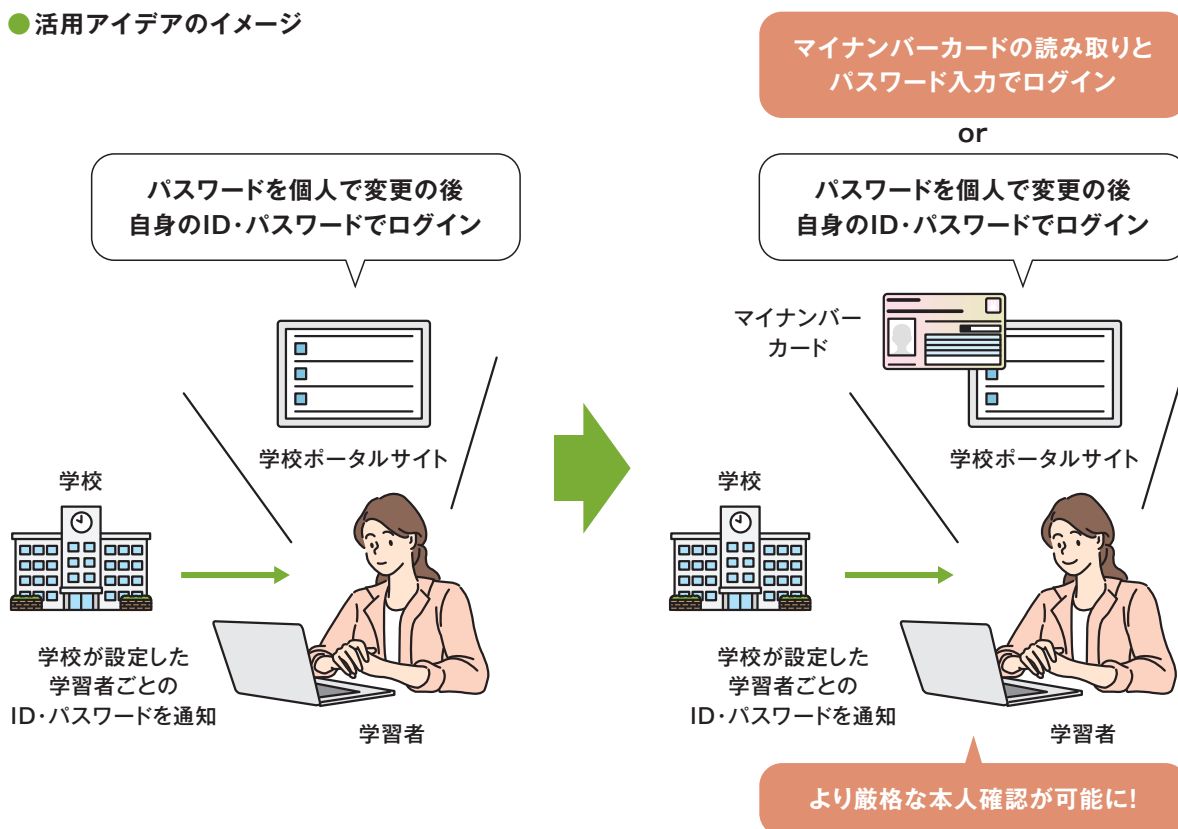
p.14以降にて、これらの活用方策における、学校現場や学習者・保護者の負担軽減、将来的な学習への活用等の効果、活用方法を紹介しています。これらは、初等中等教育段階から高等教育段階までの様々な学校において、活用できます。

※マイナンバーカードの活用方策の実装については、第4章「学校教育におけるマイナンバーカード活用の実装ステップ」(p.28～)を併せてご参照ください。

1. ポータルサイトへのログイン

学校のポータルサイトへのログインの際に、学校が設定した学習者別のIDとパスワードでのログインに加えて、マイナンバーカードの読み取りとパスワードの入力によるログインも可能とします。マイナンバーカードでのログインを可能とすることで、より厳格な本人確認が可能となるとともに、学校のパスワード忘れへの対応等の軽減が想定されます。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務

学 校… 学習者それぞれに対し、学校の認証システムにおけるID・パスワードを割り当て・通知
 学習者… 割り当てられたID・パスワードにより認証を実施

学校現場からの声

マイナンバーカードでのログインにより、セキュリティの強化や学校のパスワード忘れへの対応が減ることを期待している。



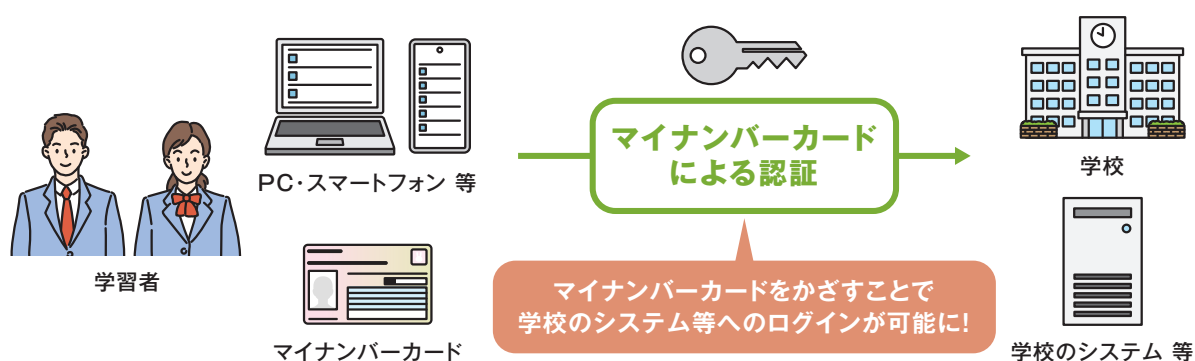
▶ 本活用方策の実装で期待される効果

- ◎ 厳格な認証を実現できます。
- ◎ パスワードを学校で管理している場合、マイナンバーカードによる認証を可能とすることで、パスワード忘れの対応業務等が軽減されます。

▶ 実装例

マイナンバーカードによるポータルサイトへのログインの実装においては、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の活用が考えられます。

● マイナンバーカードを活用したポータルサイトへのログインのイメージ



マイナンバーカードを活用したポータルサイトのログインの手順(例)



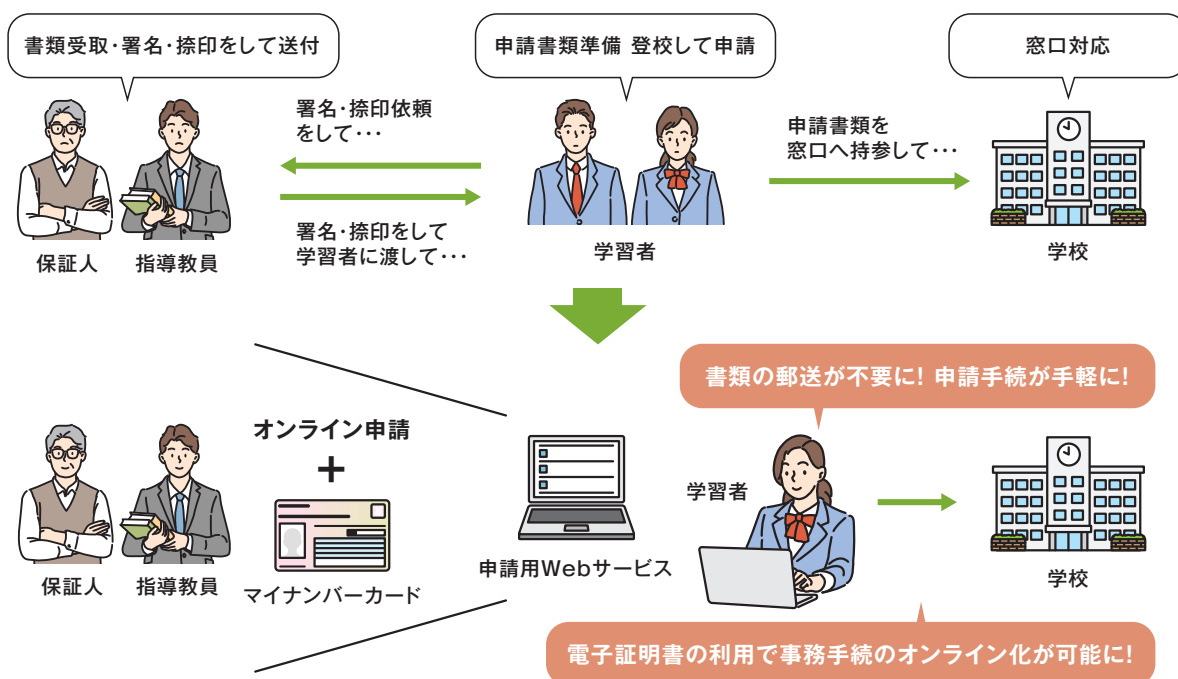
- 1** 学校は、学習者へマイナンバーカードと学校のシステムの認証を紐付けるための操作を案内
- 2** 学習者は、学校から案内された方法に従って、マイナンバーカードと学校のシステムの認証を紐付けるための操作を実施(例:専用サイトへアクセスし、マイナンバーカードを読み取る等)
- 3** 学習者のIDとマイナンバーカードを紐付けた認証情報をもとに、学習者はポータルサイトへマイナンバーカードを使ってログイン

- 補足事項**
- 小学生や中学生等、マイナンバーカードの学校への持参を忘れて、紛失したりするリスクが高いと思われる場合、学校への持ち運びや管理を行う際の課題の整理、保護者による代理での管理活用等が必要となります。
 - マイナンバーカードによるログイン方法を実装した場合も、
 - マイナンバーカードを持たない学習者のログイン方法
 - マイナンバーカードによるログインの利用を希望しない学習者のログイン方法
 - マイナンバーカードが利用できなくなった場合の対応策
 として、既存のID・パスワードによるログイン方法も継続して利用することが必要となります。

2. 入学手続・学籍変更等の事務手続のオンライン化

入学手続や学籍変更等、従来書面での署名・捺印が必要であった手続等について、マイナンバーカードを活用したオンラインでの申請を可能にすることで、手続がスムーズになります。学校による書類の受取や管理の業務、学習者・保護者等による書類の記入、郵送等の負担軽減や、時間や場所の制約のない申請の実現が想定されます。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務

入学手続や学籍変更手続等、学習者・保証人・指導教員の署名や本人確認を伴う業務

一般的に入学手続で必要と想定される書類・情報
基礎情報(氏名、住所、世帯情報、等)、卒業・修了・成績等証明書、入学金支払い証明書、口座振替依頼書、保証人署名・捺印 等

退学・休学・復学・転部・転科等の重要な学籍変更において一般的に必要と想定される書類・情報
申請書類一式、申請書類への保証人と指導教員の署名・捺印 等

学校現場からの声

休学や退学の手続においては保証人、指導教員の署名を必要としているが、遠方に住む保証人に会いにくい、心身の不調で大学へ行くことができない等、署名をもらうことが難しい場合もある。手続のオンライン化は、学生・学校双方にとってメリットがある。



▶ 本活用方策の実装で期待される効果

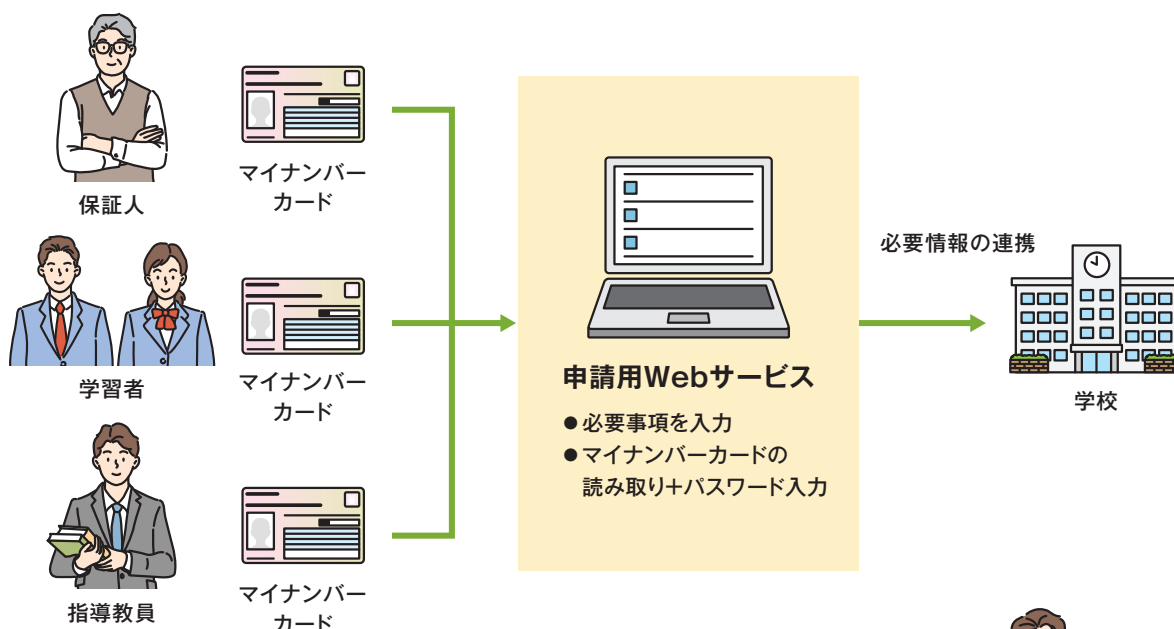
- ◎大学を中心に学校においても各種手続のオンライン化が進んでいますが、署名・捺印についてはオンライン化できずに郵送での提出手続として残っている場合が多くあります。署名提出手続のオンライン化により、保証人・学習者においては書類作成や郵送の手間軽減が期待され、学校においては書類の郵送・確認・保管等の業務負担軽減やペーパーレス化による紙や郵送コストの軽減が期待されます。
- ◎学習者・保護者においては、申請手続のオンライン化により書類作成や提出の手間が軽減され、時間や場所を問わず手続を行うことが可能となります。
- ◎遠方の在住者や、本人の体調等の事由で申請書類を提出することが難しい場合においても、自宅等から円滑な手続が可能になります。

▶ 実装例

手続のオンライン化においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用する方法が考えられます。

※署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の人は原則として発行することができません。

● マイナンバーカードを活用したオンライン手続のイメージ



マイナンバーカードを活用した 入学手続・学籍変更等の事務手続の手順(例)



- 1 学校は、学習者・保護者に手続用のWebサービスを利用した申請方法を案内
- 2 学習者や保護者は、手続用のWebサービスにて手続に必要な項目を入力
- 3 学習者や保護者は、マイナンバーカードを読み取り、署名用電子証明書のパスワードを入力
- 4 学校は、手続用のWebサービスを通して申請情報を確認

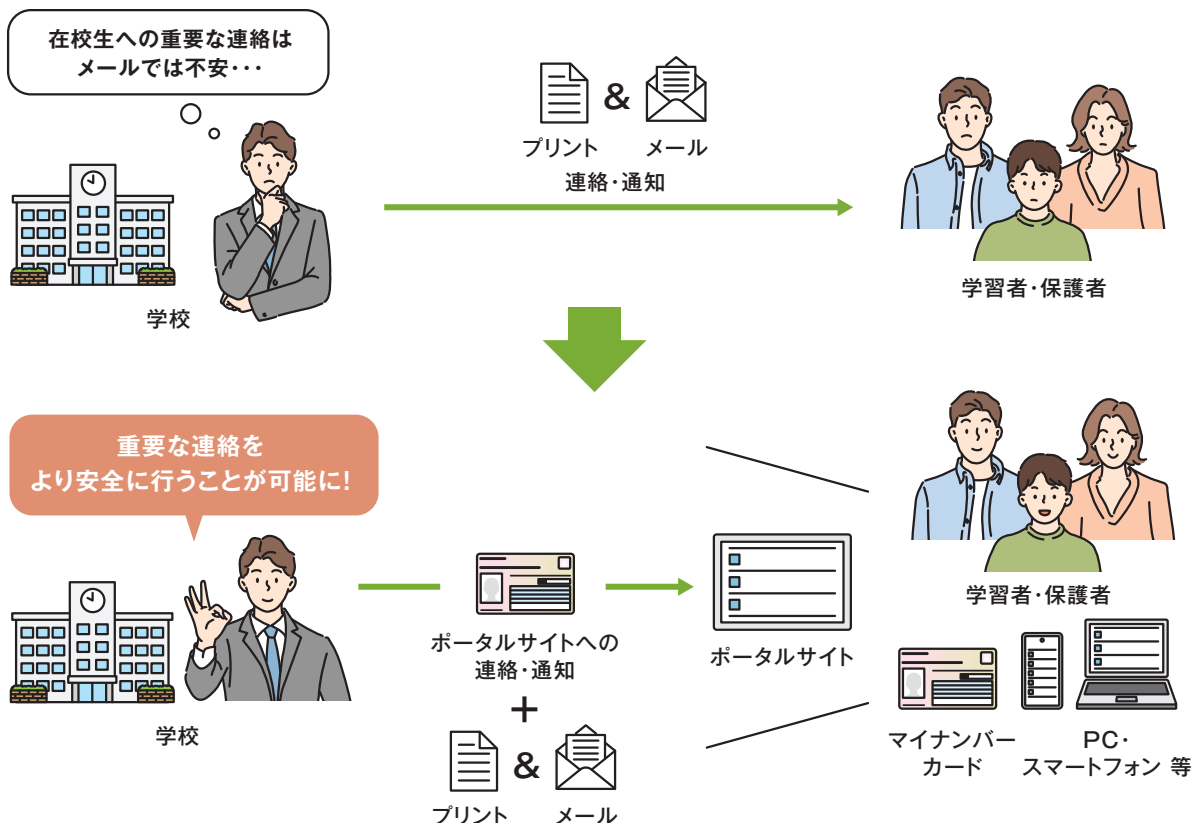
補足事項

- 署名用電子証明書は原則15歳以上を対象に発行されるため、15歳未満の学習者を対象とする手続での活用は想定されません。(保護者を対象とする手続の場合は活用が可能です)
- マイナンバーカードを持たない申請者への対応として、既存の紙書類の記入・郵送による手続の方法も併用することが必要となります。

3. 学校からの連絡・通知の送付

学校から学習者・保護者への連絡・通知について、マイナンバーカードを活用したポータルサイト上での閲覧を可能とします。ポータルサイトを活用することで、重要情報等の連絡・通知をより安全かつ確実に実施することができます。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務

学習者・保護者への連絡（プリントの配布やメーリングリストによるメール送付、各種アプリケーションやSNSを通じた連絡等）

学校現場からの声

- 日常的な連絡・通知以外にも、重要事項の共有等をセキュリティの高い状態で実施したい。
- 卒業生への連絡について、住所変更後は連絡手段がなくなってしまう。継続して卒業生とコミュニケーションを取れるツールが欲しい。



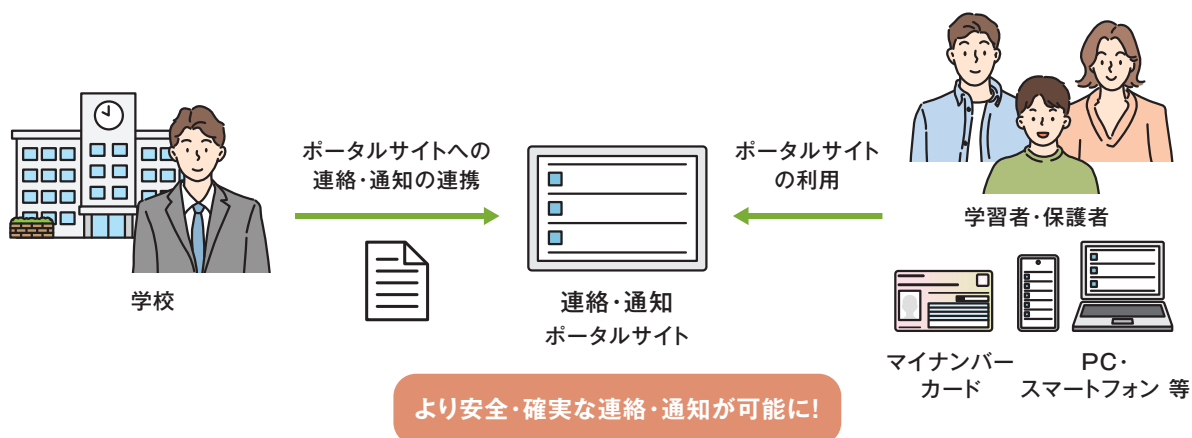
▶ 本活用方策の実装で期待される効果

- ◎ 学校が指定したポータルサイトを連絡に活用することで、確実な連絡・通知が可能になります。
- ◎ マイナンバーカードによるログインは、なりすましが困難であるため、重要情報等の送付がより安全・確実に実施できます。
- ◎ 卒業生に住所や連絡先の変更があった場合でも、継続的に連絡・通知を行うことが可能となります。

▶ 実装例

マイナンバーカードの活用例として、各種ポータルサイトへの連絡・通知の実装が考えられます。

● マイナンバーカードを活用した連絡・通知のイメージ



マイナンバーカードを活用した連絡・通知の手順(例)



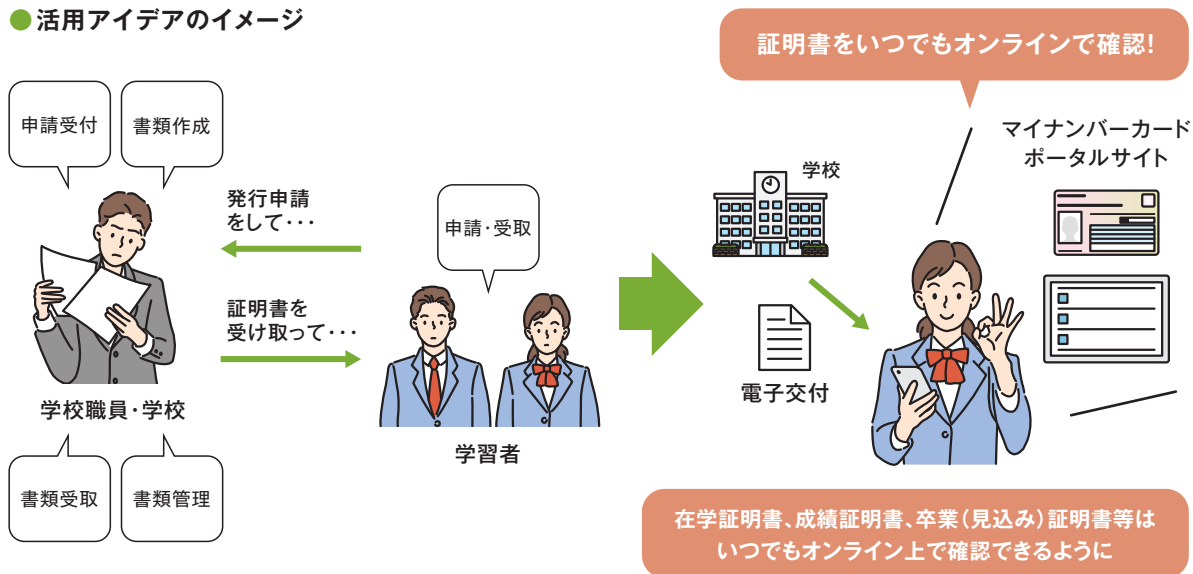
- 1 学校は、学習者・保護者に、マイナンバーカードを活用したポータルサイトの利用を周知
- 2 学校は連絡・通知事項を電子データで作成
- 3 学校は、ポータルサイトを通して連絡・通知を送付
- 4 学習者・保護者は、マイナンバーカードをログイン時に読み取り、ポータルサイトを通して連絡・通知事項を確認

- 補足事項**
- 小学生や中学生等、マイナンバーカードを紛失するリスクが高いと思われる場合、保護者による代理での管理活用等が必要となります。
 - ポータルサイトを確認するよう学習者や保護者への注意喚起が必要となります。

4. 証明書の電子交付

在学証明書、成績証明書、卒業（見込み）証明書等、これまで紙で交付していた各種証明書を電子化し、マイナンバーカードを活用したポータルサイトで保管・閲覧ができるようにします。学校においては証明書の発行申請の受付や発行、郵送業務の軽減、学習者・保護者においては証明書の受取の手間軽減が期待されます。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務 ……………

学習者からの申請を受け、学習者に対して証明書を発行する業務

想定される証明書は、在学証明書、成績証明書、卒業（見込み）証明書、単位取得証明書 等

一般的な業務（大学の場合）

- 学校窓口で直接申請し、その場で発行・受取
- 学内窓口へ郵送で申請し、郵送にて受取
- 学内の専用端末で発行（Webからの申請や、学生証読み取り）
- コンビニのマルチコピー機で発行（Webサービスでアカウントを作成・申請）等

学校現場からの声

- 卒業生からの卒業証明書の発行依頼に対して紙のデータを遡って確認しているため、証明書の電子化で発行業務の軽減が期待できる。
- 証明書の発行や受取をオンライン化することで、学習者の利便性の向上が期待できる。



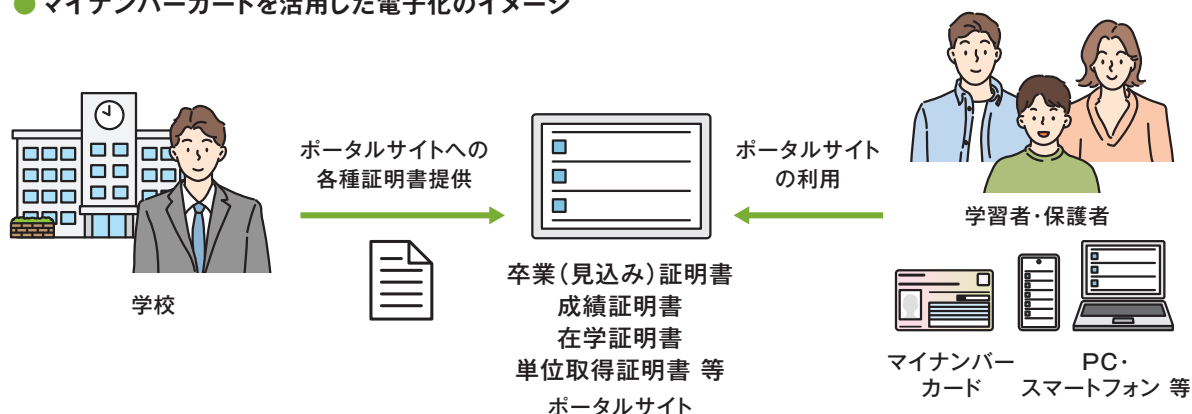
▶ 本活用方策の実装で期待される効果

- ◎学校においては、発行申請の受付・発行等の業務負担の軽減や、紙や郵送コストの軽減が期待されます。
- ◎学習者・保護者においては、学校に直接行くことなく、証明書を取得することができます。

▶ 実装例

マイナンバーカードの活用例として、ポータルサイトへの証明書の電子交付が考えられます。

● マイナンバーカードを活用した電子化のイメージ



学校における書類の発行や郵送の業務負担・コスト軽減に！
学習者における証明書の発行の手間軽減に！

マイナンバーカードを活用したポータルサイトへの証明書の電子交付の手順(例)



- 1 学校は、学習者・保護者に、マイナンバーカードを活用したポータルサイトの利用を周知
- 2 学校は、証明書を電子データで作成
- 3 学校は、ポータルサイトへ電子化した証明書のデータを交付
- 4 学習者・保護者は、マイナンバーカードをログイン時に読み取り、ポータルサイトを通して証明書を確認

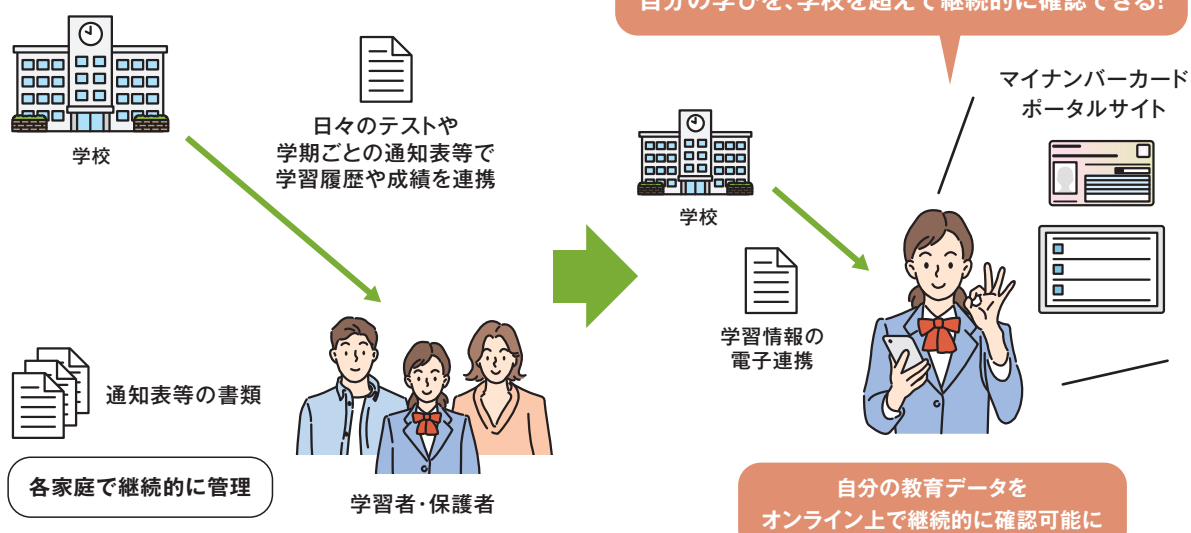
補足事項

- 小学生や中学生等、マイナンバーカードを紛失するリスクが高いと思われる場合、保護者による代理での管理活用等が必要となります。
- 将来的に、学校の入学試験や資格試験の出願、民間企業への就職手続等において、電子データの提出が認められた場合、学習者や学校、資格付与団体・民間企業等において、証明書の提出や受取、管理等の手間・コスト軽減等が実現できる可能性があります。

5. 教育データ(学習履歴・成績等)の学習者への連携

学習履歴や成績等の学校が持つ教育データを電子交付し、マイナンバーカードを活用したポータルサイトで結果の保管・閲覧ができるようにします。日々のテストや通知表等紙で管理していた教育データを、オンライン上で簡単かつ継続的に管理・確認することが可能となります。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務

学習履歴や成績等を紙で配布

- 学期末に学習者に配布される成績表や通知表 等
- 日々の学校生活の中で実施するテストの結果 等

学校現場からの声

- オンライン学習が増える中で、学習履歴や成績等の教育データを学習者自身や保護者が確認したいというニーズは増えていくと思われる。
- 教育データは学習者個人にとって重要なデータであり、個人が簡易に確認、管理できる環境を整えていくことは重要である。



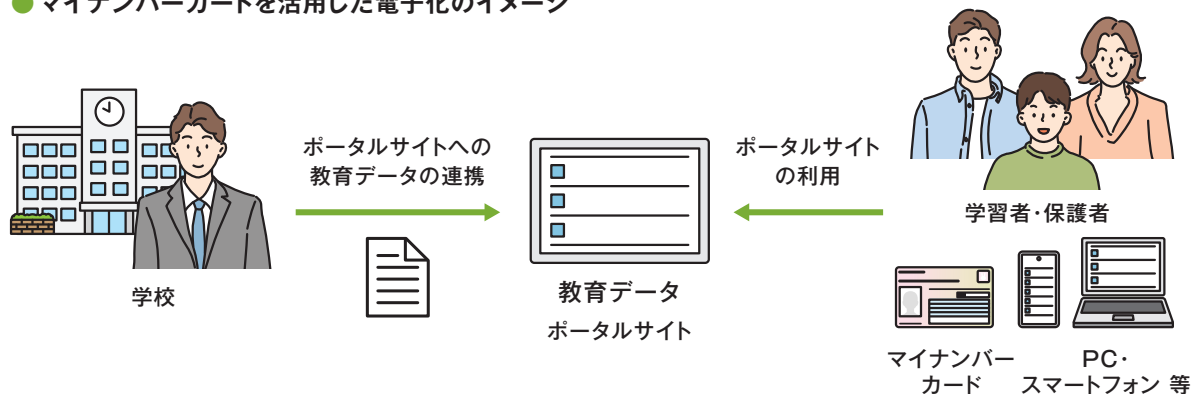
▶ 本活用方策の実装で期待される効果

- ◎ 学習者・保護者においては、教育データのポータルサイトへの連携により、紙と比較してより継続的な管理・閲覧が容易になります。長期的な学習の振り返りも可能です。

▶ 実装例

マイナンバーカードの活用例として、ポータルサイトへの教育データの連携が考えられます。

● マイナンバーカードを活用した電子化のイメージ



ポータルサイトへの教育データの連携で、より安全、より継続的に教育データを連携・管理することが可能に!

マイナンバーカードを活用したポータルサイトへの教育データの電子交付の手順(例)



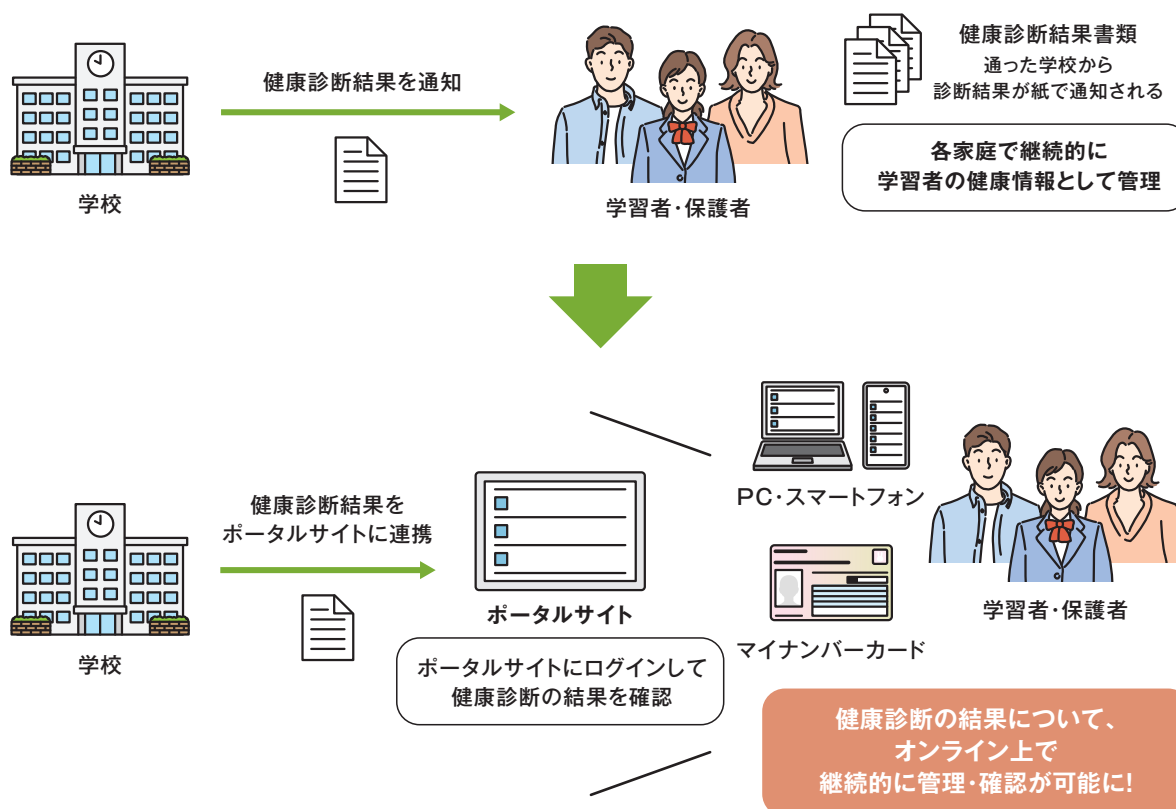
- 1 学校は、学習者・保護者に、マイナンバーカードを活用したポータルサイトの利用を周知
- 2 学校は、教育データを電子データで作成
- 3 学校は、ポータルサイトを通して、教育データを連携
- 4 学習者・保護者は、マイナンバーカードをログイン時に読み取り、ポータルサイトを通して教育データを確認

- 補足事項**
- 小学生や中学生等、マイナンバーカードを紛失するリスクが高いと思われる場合、保護者による代理での管理活用等が必要となります。
 - 学習者・保護者からは従来通りの通知表等での成績の配布に対しても一定のニーズがあるものと考えられるため、紙での配布を残すかどうかについて別途検討が必要です。

6. 学校健康診断情報の連携

毎学年定期に行われる学校での児童生徒等の健康診断(学校健康診断)の結果について、これまで実施後に紙で学習者・保護者に通知されていたものを電子化し、マイナンバーカードを活用したポータルサイトで結果の閲覧ができるようにします。学校においては健康診断結果の通知文書の印刷・配布業務が軽減されるとともに、学習者・保護者においてはオンライン上で簡単かつ継続的に学校健康診断の結果を管理・確認することが可能となります。

● 活用アイデアのイメージ



▶ マイナンバーカード活用の対象となる現状の業務

下記のように健康診断とその結果通知を行うことが一般的です。

- 学校健康診断を実施
- 健康診断の結果は、学校から学習者・保護者に主に紙で配布

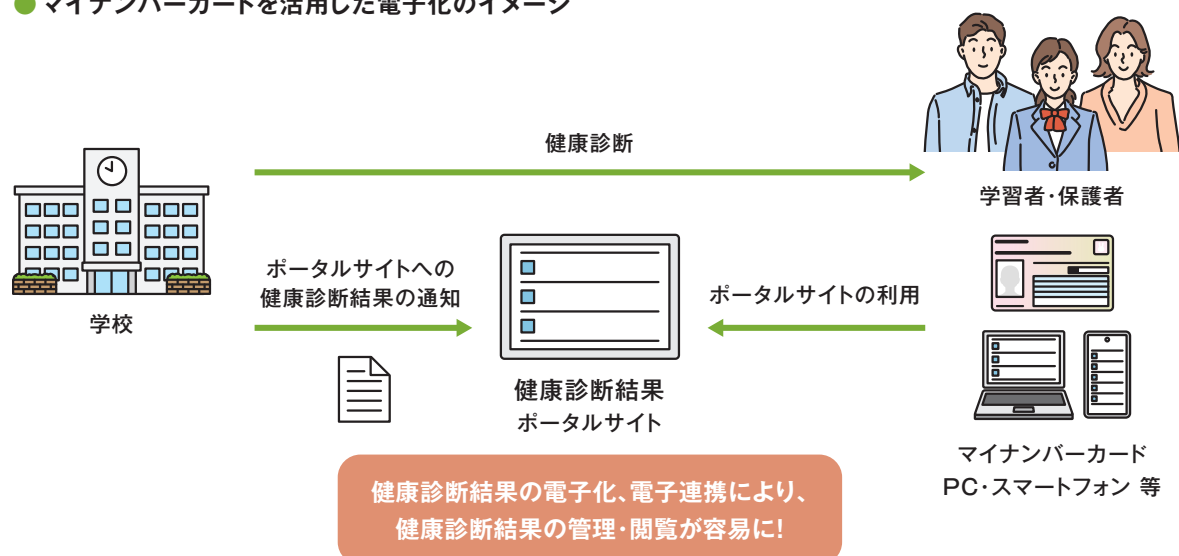
▶ 本活用方策の実装で期待される効果

保護者・学習者においては、学校健康診断の結果がオンラインで連携できることにより、結果の継続的な管理・閲覧が紙と比較して容易になります。妊婦健診・乳幼児健診、特定健診等その他の健康診断の一部では既にマイナポータルでの結果閲覧が可能となっているため、それらと合わせて、生涯にわたり自身の保健医療情報を継続的に把握できるようになります。

▶ 実装例

マイナンバーカードの活用例として、ポータルサイトで学校健康診断の結果を閲覧する際に活用することが考えられます。

● マイナンバーカードを活用した電子化のイメージ



マイナンバーカードを活用したポータルサイトへの学校健康診断情報の電子交付の手順(例)



- 1 学校は、学習者や保護者に、マイナンバーカードを活用したポータルサイトの利用を周知
- 2 学校は、学校健康診断の結果を電子データで作成
- 3 学校は、ポータルサイトを通して、学校健康診断の結果を通知
- 4 学習者・保護者は、マイナンバーカードをログイン時に読み取り、ポータルサイトを通して通知された学校健康診断の結果を確認

補足事項 ● 小学生や中学生等、マイナンバーカードを紛失するリスクが高いと思われる場合、保護者による代理での管理活用等が必要となります。

学校教育におけるマイナンバーカードの活用事例

国立大学法人熊本大学



マイナンバーカードを活用したデジタル・キャンパスの推進

～重要書類の電子交付、生涯に渡る連絡手段・サポート体制の確保～

取組概要

熊本大学は、マイナンバーカード・マイナポータルを活用することで、希望する学生や教職員に対し、重要書類の電子交付、生涯に渡る連絡手段の提供を開始しました。

大学側の管理においては、マイナンバーカードと既存の大学ID(熊大ID)を連携させることで、既存のID管理体系をそのまま活用し、業務開始への負荷を極力低減しました。

期待する効果

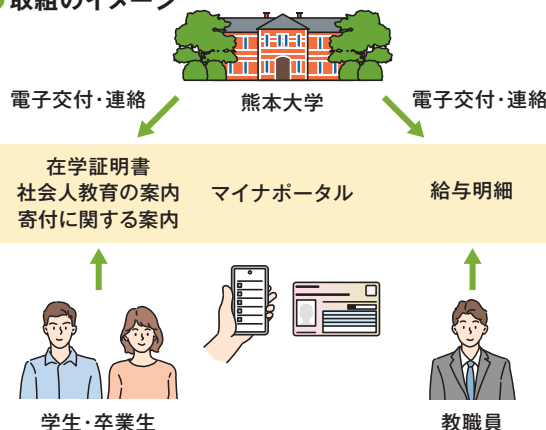
● 情報管理の利便性向上・コスト低減

- 本人を特定した重要書類の交付等をオンラインで実現することで、学校側の交付コストの削減や、受領側の取得・管理負担の軽減・利便性の向上を目指す。

● 生涯に渡るサポート体制の拡充

- 個人が生涯に渡って利用するマイナポータルを活用することで、従来、住所やメールアドレスの変更により連絡が途絶えた多くの卒業生等に対し、継続的な連絡が可能に。
- 新たなサポート体制を構築し、卒業生の便益を追求する。(社会人向けプログラム、卒業生のコミュニティ形成、寄付等に関する案内を想定)

● 取組のイメージ



熊本大学においては、デジタル・キャンパスの推進の一つとして、マイナンバーカードの利活用の有効性について検討を行ってきました。

電子申請や電子交付を利用することで、業務の効率化やコスト削減が期待でき、利用者においては、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、時間や場所を問わず利用できるという利便性が図られています。また、学生が卒業した後も生涯にわたって大学との繋がりを持つことができ、継続的なサポートができるということは大きな強みと考えています。

学校教育における利活用については、アイデア次第でまだまだ可能性を秘めていると考えており、今後の展開にも期待しています。

熊本大学学長 小川 久雄



活用開始に向けたステップ

2022年度 活用構想の検討

大学におけるマイナンバーカードの活用価値と具体的な活用案の検討
特に活用価値の高い施策について重点的に活用目的を具体化

2023年度前半 要件の詳細化・業務設計

活用目的に合わせた要件の詳細化と運用時の実業務フローについて検討

2023年8月 教職員を対象とした実証実験

教職員10名に対して、本人のマイナンバーカードと熊本大学で管理する既存ID(熊本大学ID)との紐づけ作業を実施するなど、実運用を想定した環境下で一連の操作を行い、実現可能性を検証

2024年3月 実利用開始(一部学部の希望する学生から先行利用開始)

以降、順次全学に拡大予定

学校教育におけるマイナンバーカードの活用事例

静岡市教育委員会



マイナンバーカードを活用した学校健診PHR (Personal Health Record)

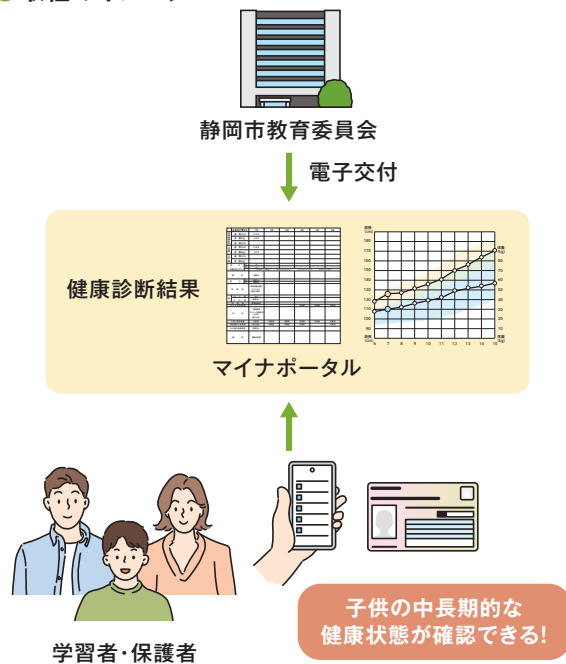
～健康診断結果の電子交付、健康意識の向上～

取組概要

静岡市教育委員会では、一部の小中学校において、希望する一部の児童生徒及びその保護者に対して、従来紙で交付していた健康診断結果を電子交付に変更し、マイナポータルから閲覧できるようにしました。

当取組は、健康意識の向上を目的としており、2024年2月より開始しています。

● 取組のイメージ



さらなる利便性の向上に向けて・・・

- 健康診断結果を経年で表示させ、中長期的な変化を視覚的に分かりやすくする
 - デザイン等も含め親しみやすいコンテンツとし、利用機会を増加させる
- などを検討中。

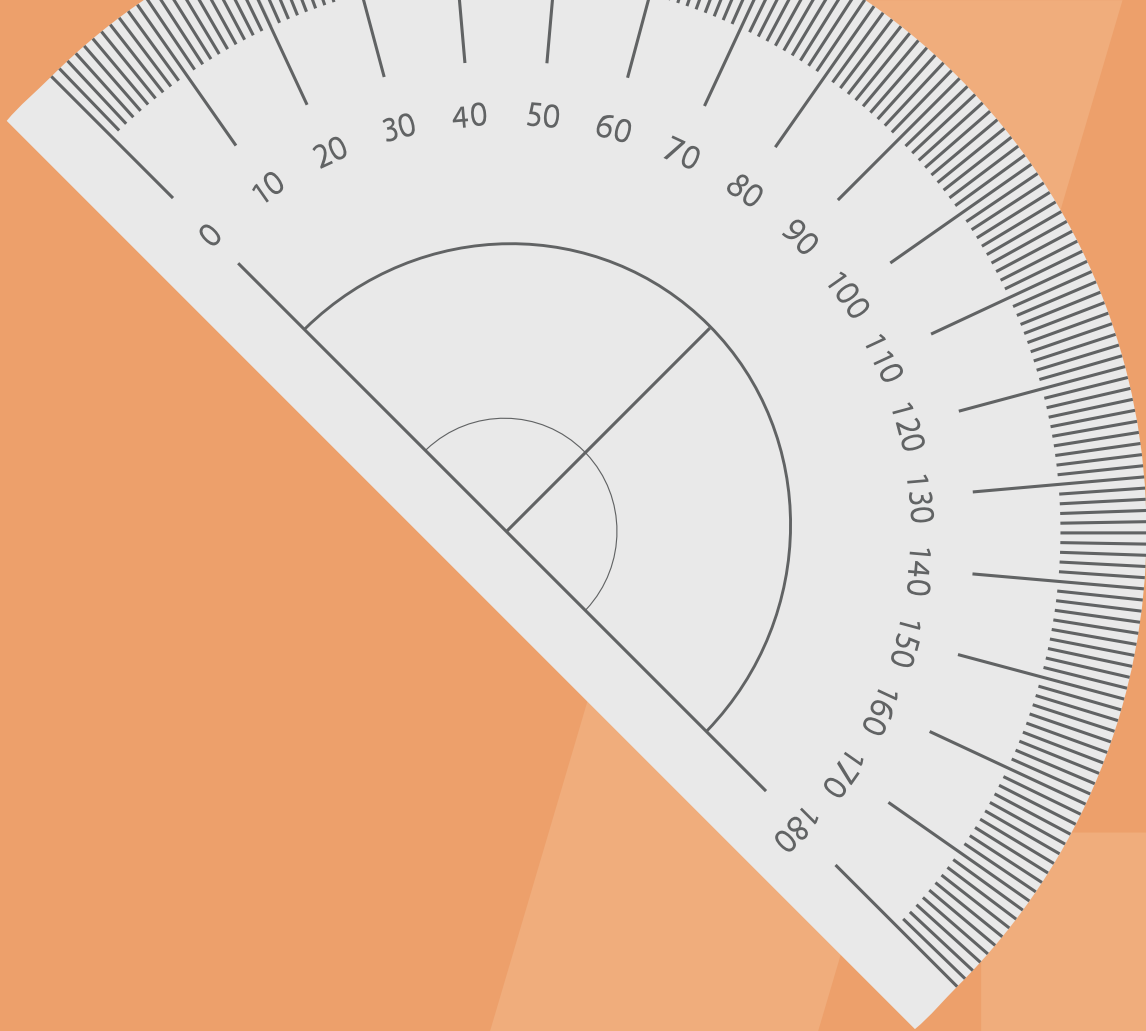
期待する効果

● 児童生徒・保護者の健康意識の向上

- 健康診断結果をスマートフォン等からいつでも確認できるようにし、経年データとしても蓄積させることで、中長期的な健康状態の把握が可能に。
- 日々の生活の見直しや、健康増進に向けた取組みのきっかけになることが期待される。

活用開始に向けたステップ

2022年度	活用構想の検討 マイナポータルを通じた健康診断結果交付の仕組みの実現可能性の検証
2023年度前半	要件の詳細化・業務設計 活用目的に合わせた要件の詳細化、運用時の実業務フローに関する検討
2023年10月	市内小中学校(協力校)の教職員向け説明会・保護者向け説明会の実施 教職員向けに、学校で必要となる業務内容の説明を実施 保護者向けに、取組の背景・具体的な実施事項等の説明を実施
2024年2月	市内の希望する一部の児童生徒及び保護者における先行利用の開始



第4章

学校教育における マイナンバーカード活用の 実装ステップ

第4章では、マイナンバーカード活用の
実装方法例をご紹介します。

マイナンバーカード活用の仕組みの実装を希望される際は、
本章をご参照ください。

マイナンバーカード活用の仕組みを 実装するに当たって

マイナンバーカード活用の仕組みを実装するには、新規システムの導入、または既存システムへの機能追加や既存サービスの導入及び運用が必要となります。第4章では、これらをまとめて「システム導入」と定義します。

特に、本ガイドブックで紹介した活用方策をはじめとした、マイナンバーカードの電子証明書を活用した仕組みの実現には、公的個人認証サービス(※p.32に詳細記載)を活用することになります。

ただし、システムの導入においては、マイナンバーカードの活用のために特有のプロセスを取る必要はありません。通常の学校へのシステム導入やICT環境整備のプロセスと同様、それぞれの学校・教育委員会におけるガイドライン等に沿って検討を進めてください。

以降では、一般的なシステム導入のステップに沿って、本ガイドブックを活用した、マイナンバーカード活用の仕組みの実装に向けた実施内容例を紹介します。

● 一般的なシステム導入ステップ



※マイナンバーカード活用の仕組みの利用にあたっては、各家庭において下記の準備が必要となります。

マイナンバーカードの取得

個人番号通知書及び通知カードに同封されている交付申請書を使用した郵送申請、オンラインでの申請、一部の証明写真機での申請、のいずれかで申請します。交付通知書が届いた後に市区町村窓口で受け取ります。

電子証明書の取得

マイナンバーカードの受取と同時に申込みが必要です。マイナンバーカード受取時に申込みをしなかった場合は、住民票のある市区町村の窓口にて、記入した申請書とマイナンバーカードを提出することで取得できます。

マイナンバーカードを読み取る機器の用意

スマートフォンから手続を行う場合は読み取りに対応した機種を用意、パソコンから手続を行う場合はICカードリーダーと専用ソフトウェアのインストールが必要となります。

家庭に必要な準備の詳細は、地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp/>)を参考に、各家庭へご案内ください。

1. 活用可能性のイメージ

- マイナンバーカード活用の仕組みを実装することによる有効性が想定されるか、現状の業務を想像し、比較することで、活用の可能性をイメージします。

※活用の可能性をイメージするにあたっては、「第3章 学校教育におけるマイナンバーカード活用の可能性」における、各活用方策の「実装で期待される効果」等を参照してください。

- 活用の可能性が想定されたら、2以降の具体的な検討を開始します。

2. 活用目的の具体化

- マイナンバーカードを活用することで、どのような効果を得たいか、何を実現したいか、ゴールとなる活用目的を具体化します。

(例:マイナンバーカードを活用したオンライン手続による、教職員の業務負担軽減)

- 活用の目的が組織としてのニーズに合致しているかの確認のため、必要に応じて他の部署に対して、ヒアリングを実施します。

3. 推進主体の決定

- 組織の中で、マイナンバーカードを活用した新たな業務を検討する担当者を決定し、詳細な検討に移るための体制を構築します。

4. 要件定義・調達

- マイナンバーカードを活用した仕組みを実装するに当たり、ユーザー(学校、担当課、学習者・保護者等)のニーズを聴取した上で、システムの要件(必要な機能や性能等)を検討します。

- 要件が実現できるか、どの程度の費用がかかるか等に関する検証や見直しに当たっては、RFI(情報提供依頼)を実施します。

- その後、RFP(提案依頼書)の作成、各社からの提案プロセスを経て、システムで実現できる内容、費用、企業の信頼性等の観点で、ベンダーを確定します。

※各組織の方針に応じて必要なタイミングで予算を確保します。

例えば、RFI(情報提供依頼)における初期の提供依頼先を選択する際には・・・

- 既存システムの改修の場合(例:既存サイトのログインにマイナンバーカードを活用する)→
既存サイトを構築または運用した際に依頼したシステムベンダー※1+公的個人認証サービスを
活用するためのプラットフォームを持つシステムベンダー
- 新規システムの場合(例:マイナンバーカードを活用した書類交付の新規システムの導入)→
公的個人認証サービスを活用するためのプラットフォームを持つシステムベンダー※1,2

※1 公的個人認証サービス及び公的個人認証サービスを活用するためのプラットフォームを持つシステムベンダーについてはp.32に記載しています。実現可否については各社のサービスに依存する場合があります。詳細はサービス提供事業者との調整が必要となります。

※2 新規システムの場合も、既存システムから情報を連携させるような場合においては、既存システムの構築または運用の際に依頼したシステムベンダーへのRFI(情報提供依頼)が必要になります。

5. 活用準備

- ユーザー（学校、担当課、学習者・保護者等）へシステムを展開する前に、少数の関係者のみにシステム展開し、問題なくシステムの利用ができることを確認します。
- マイナンバーカードを活用した新たな仕組みの利用についてユーザー（学校・学習者・保護者等）へ案内をします。案内の際には、マニュアルの配布や説明会も有効です。

※希望者のみを利用対象とする場合は、事前に利用意向を確認する必要があります。

6. 活用開始

- マイナンバーカードの活用を希望する家庭に対して、マイナンバーカードを活用した新たな対応を案内し、活用を開始します。
- 導入初期は、ユーザーの利用における不明点やトラブルの発生が見込まれるため、ユーザーが問合せできる環境を準備することが有効です。
例：ユーザーが学習者・保護者である場合：学校・教職員への問合せ方法の確立・事前周知
ユーザーが学校である場合：システムの運用業者への問合せ手段の確保

7. 運用

- システムを導入することでどのような効果が発揮されたか、運用における課題や改善点は存在するか等、定期的に振り返りを実施します。必要に応じて体制や業務フローの見直しを実施します。

公的個人認証サービスを活用するには

第3章にてご紹介した、マイナンバーカードを活用した仕組みの実装には、公的個人認証サービスの利用が必要です。

公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全・確実な本人確認を行うためのサービスです。この際、マイナンバーは利用しません。

公的個人認証サービスを利用することで、最も高いレベルのセキュリティや信頼性を確保できるとともに、サービス向上や事務コスト軽減等の効果が期待されます。例えば、学習者・保護者が本人確認書類を記入、郵送するコストや時間を軽減できます。受取側は、書類の受付や審査に要する作業負担を軽減できます。

公的個人認証サービスの活用のためには、下記ページに記載の、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号の規定に基づく主務大臣認定事業者（令和6年3月18日現在：18社）が提供するサービスを活用することが、早く利用する方法の一つとなります。

総務省 HP「公的個人認証サービスによる電子証明書（民間事業者向け）」

公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者

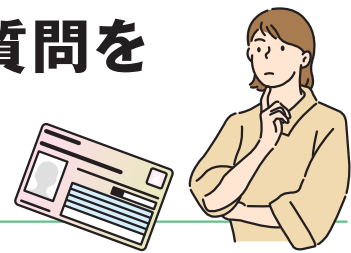
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html

〈参考〉具体的な実装イメージ

各プロセスにおける実施事項の具体例として、「1.ポータルサイトへのログイン」、「4.証明書の電子交付」を対象に、作業概要のイメージを記載しました。

導入ステップ	1. ポータルサイトへのログインの場合	4. 証明書の電子交付の場合	(参考)実施期間例 ※システムの規模・種類や組織の方針により異なります
Step 1 活用可能性のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイトのログインへのマイナンバーカードの活用可能性をイメージ 	<ul style="list-style-type: none"> 各種証明書の電子交付の活用可能性をイメージ 	2週間程度
Step 2 活用目的の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 複数パスワードを管理しなくてよい等の学習者の利便性やセキュリティ強化を実現できるか、組織として目指す方向性と一致するかを内部で議論 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書等の将来にわたっての継続的な閲覧や学習への活用など、学習者・保護者の利益を実現できるか、その利益が組織として目指す方向性と一致するかを内部で議論 	2週間程度
Step 3 推進主体の決定	<ul style="list-style-type: none"> 担当者等で推進体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者等で推進体制を構築 	1週間程度
Step 4 要件定義・調達	<ul style="list-style-type: none"> 要件を詳細化(既存のID・パスワード管理とマイナンバーカードの認証を紐付ける仕組みとする等) 必要に応じてRFI(情報提供依頼)を実施。想定費用を見積もり 業者を選定し開発を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を詳細化(交付先サイトにおける個人の識別・認証にマイナンバーカードを活用等) 必要に応じてRFI(情報提供依頼)を実施。想定費用を見積もり 業者を選定し開発を開始 	要件定義・調達準備: 3か月～半年程度 開発開始～業務完了: 3か月～半年程度
Step 5 活用準備	<ul style="list-style-type: none"> 関係者内で適切に利用できるかを確認 ユーザーの活用開始に向けた案内資料を準備 ユーザーからの問合せ体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者内で適切に利用できるかを確認 ユーザーの活用開始に向けた案内資料を準備 ユーザーからの問合せ体制を構築 	1か月程度
Step 6 活用開始	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーへポータルサイトのログインに必要な作業や、活用によるメリット等に関する情報を案内 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーへ証明書等の電子交付を活用するために必要な作業や、活用によるメリット等に関する情報を案内 	—
Step 7 運用	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等でユーザーに対して、施策の効果、課題等を聴取 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート等でユーザーに対して、施策の効果、課題等を聴取 	—

Q & A 教育関係者からよくある質問をまとめました



Q 児童や生徒がマイナンバーカードを持ち歩き、紛失しないか不安です。

A マイナンバーを使う手続では顔写真付きの本人確認書類を用いた本人確認が義務付けられており、マイナンバーが知られただけでは被害は生じません。また、ICチップには券面情報と電子証明書のみが搭載されています。これらの情報利用には暗証番号が必要であるほか、不正に情報を引き出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。このように、マイナンバーカードの紛失時のリスクは限定されています。

(出所: デジタル庁広報資料「(2022年7月)マイナンバー・マイナンバーカードこの2つのちがいは?」)

Q それでも紛失してしまったときはどうすればよいですか?

A 最寄りの警察か交番に届け出てください。併せて、24時間365日、マイナンバーカードの一時機能停止を受け付けるマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡してください。その後、市区町村に届け出て再交付の手続をしてください。

(出所: デジタル庁「よくある質問: マイナンバーカードについて」)

また、紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合については、現在受取までに1~2か月かかっていますが、今後は、10日程度で受取ができるよう、デジタル庁にて検討を進めています。

(出所: デジタル庁「よくある質問: 健康保険証との一体化に関する質問について」)

Q 未成年者もマイナンバーカードを発行できますか?

A 15歳未満および成年被後見人の方は法定代理人により、申請していただく必要があります。また特別な理由がある場合は、市区町村長が認める任意代理人により申請が可能です。

(出所: デジタル庁「よくある質問: マイナンバーカードについて」)

Q 外国籍の方もマイナンバーカードを取得できますか?

A 日本に3か月を超えて滞在する外国籍の方は、マイナンバーカードを申請・取得することができます。(「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を除く。)ただし、在留期間の延長を行った場合、マイナンバーカードの券面記載事項の変更が必要です。

(出所: 総務省「外国人住民に係る住基台帳制度 住基カード/マイナンバーカード」内 リーフレット)

リンク集

ICTを活用した学び・教育データ利活用

文部科学省HP「教育データの利活用に関する有識者会議 論点整理(中間まとめ)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/158/mext_00001.html



文部科学省HP「GIGAスクール構想の実現について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm



文部科学省HP「大学教育のデジタル化」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sankangaku/1413155_00001.htm



デジタル庁HP「教育データ利活用ロードマップ」

https://www.digital.go.jp/news/a5F_DVWd/



マイナンバー制度・マイナンバーカード

総務省HP「マイナンバー制度とマイナンバーカード」

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html



デジタル庁HP「マイナンバー(個人番号)制度」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



マイナンバーカードの活用

総務省HP「公的個人認証サービスによる電子証明書」

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html



デジタル庁HP「プラットフォーム事業者一覧」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/faq/platformer-list/>



総務省HP「公的個人認証サービスにおける主務大臣認定事業者」

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html#nintei



令和5年度 文部科学省委託

「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用推進事業」

（教育データの利活用の推進事業）

～教育データの効果的な活用を見据えたマイナンバー制度を含む教育情報システムの在り方に関する調査研究～
学校教育におけるマイナンバーカード活用ガイドブック

[令和6年3月改訂]

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ